

令和元年 5 月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会



## 令和元年 5 月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和元年 5 月 30 日（木） 午後 3 時 30 分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎 5 号棟 3 階 教育会議室 1
日 程	<p>第 1 会議録署名委員の指名</p> <p>第 2 付議事件</p> <p>議案第 8 号 令和元年度 6 月議会定例会の議案について…………… 1              (1) 令和元年度新潟市一般会計補正予算について</p> <p>議案第 9 号 新潟市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を              定める規則の制定について…………… 2</p> <p>議案第 10 号 新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について…… 4</p> <p>第 3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市地域と学校パートナーシップ事業について…………… 1</li> <li>・平成 30 年度 体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の              概要について…………… 5</li> <li>・2020 年度使用教科用図書に関する資料の              作成について（諮問）…………… 6</li> <li>・新潟市教科用図書審議委員の委嘱について…………… 当日配布</li> <li>・第二次新潟市立図書館ビジョン及び              第三次新潟市子ども読書活動推進計画の策定について…………… 9</li> </ul> <p>第 4 次回日程</p> <p>6 月定例会 令和元年 6 月 28 日（金）午後 4 時 00 分</p> <p>7 月定例会 令和元年 7 月 26 日（金）午後 時 分</p> <p>8 月定例会 令和元年 8 月 30 日（金）午後 3 時 30 分</p> <p>第 5 閉会</p> <p>第 6 協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市教育ビジョン第 4 期実施計画（案）について…………… 1</li> </ul>



# 付議事件



議案第8号

令和元年6月議会定例会の議案について

令和元年6月議会定例会の議案について市長より意見を求められたため、その意見について議決を求める。

令和元年5月30日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

(1) 令和元年度新潟市一般会計補正予算について

【教育職員課】

1 教職員人事給与システム改修事業

(1) 事業概要

令和2年4月からの会計年度任用職員制度導入に伴い、教職員人事給与システムの改修を行うもの。

(2) 一般会計予算補正額（予定）

歳出の部

教職員人事給与システム改修事業・・・歳出予算補正	20,000千円
事務局費	20,000千円
※繰越明許費	9,000千円

議案第 9 号

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の  
制定について

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和元年 5 月 3 0 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

1 制定理由

平成 3 1 年 2 月議会において、「新潟市立舟江図書館の移転」の規定が盛り込まれている「新潟市立図書館条例の一部を改正する条例」が議決されたが、関係課及び業務等の調整が整い、舟江図書館の開館の期日が確定したため。

2 制定内容

「新潟市立図書館条例の一部を改正する条例」の附則で規則に委任された施行期日を定めるもの。

3 施行期日

令和元年 7 月 2 5 日

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年 5 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年新潟市条例第 1 4 号）附則に掲げる規定の施行期日は、令和元年 7 月 2 5 日とする。

議案第10号

新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について

新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求め  
る。

令和元年5月30日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について

1 制定理由

舟江図書館が、令和元年7月に旧入舟小学校へ改築移転することに伴い、所要の改  
正を行うもの。

2 制定内容

舟江図書館の開館時間の一部変更について（第3条）

- ・現在の利用状況を踏まえ、火曜日から金曜日までの開館時間を午前10時から  
午後5時までとする。

3 施行期日

令和元年7月25日

新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市立図書館条例施行規則（昭和 33 年新潟市教育委員会規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項の表開館時間の項中「（1）火曜日から金曜日まで 午前 10 時から午後 7 時まで」を「（1）火曜日から金曜日まで 午前 10 時から午後 7 時まで ただし、舟江図書館は午前 10 時から午後 5 時まで」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 25 日から施行する。

新潟市立図書館条例施行規則(平成19年教委規則第25号)新旧対照表

付議 6

改正後（案）		現行		備考
<p>（休館日及び開館時間）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 新潟市立松浜図書館、新潟市立舟江図書館、新潟市立月潟図書館、新潟市立内野図書館、新潟市立黒埼図書館、新潟市立潟東図書館、新潟市立岩室図書館及び新潟市立巻図書館の休館日及び開館時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、臨時にこれを変更することができる。</p>		<p>（休館日及び開館時間）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 新潟市立松浜図書館、新潟市立舟江図書館、新潟市立月潟図書館、新潟市立内野図書館、新潟市立黒埼図書館、新潟市立潟東図書館、新潟市立岩室図書館及び新潟市立巻図書館の休館日及び開館時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、臨時にこれを変更することができる。</p>		
休館日	<p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 休日（その日が日曜日又は月曜日に当たる場合は火曜日）</p> <p>(4) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(5) 蔵書点検期間（年間10日間の範囲内において、教育委員会が定める期間）</p> <p>(6) 図書整理日（毎月第1水曜日）</p>	休館日	<p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 休日（その日が日曜日又は月曜日に当たる場合は火曜日）</p> <p>(4) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(5) 蔵書点検期間（年間10日間の範囲内において、教育委員会が定める期間）</p> <p>(6) 図書整理日（毎月第1水曜日）</p>	
開館時間	<p>(1) 火曜日から金曜日まで 午前10時から午後7時まで <u>ただし、舟江図書館は午前10時から午後5時まで</u></p> <p>(2) 土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで</p>	開館時間	<p>(1) 火曜日から金曜日まで 午前10時から午後7時まで</p> <p>(2) 土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで</p>	
4	(略)	4	(略)	
5	(略)	5	(略)	
6	(略)	6	(略)	

## 舟江図書館の概要

- 1 位置 新潟市中央区稲荷町3511番地1  
北部総合コミュニティセンター 3階
- 2 図書館としての位置付け  
中央区の地区図書館として位置付ける。
- 3 施設規模
  - (1) 延床面積 約 213 m<sup>2</sup> (現舟江図書館閲覧室 125 m<sup>2</sup>、書庫 891 m<sup>2</sup>)
  - (2) 収容可能冊数 約 13,000 冊 (現舟江図書館蔵書冊数 38,762 冊)
  - (3) 座席数 約 40 席 (現舟江図書館 17 席)
- 4 開館までのスケジュール (予定)

2019年3月	移転改修工事終了
6月末	現舟江図書館閉館
7月初～中旬	移転、開館準備 (物品搬入、蔵書点検)
7月25日(木)	開館
- 5 施設内容
  - ①一般書コーナー (大活字本コーナー、テーマ展示コーナー、シニアコーナー等含む)
  - ②児童コーナー (小上がりのおはなしコーナー含む)
  - ③新聞コーナー
  - ④雑誌コーナー
  - ⑤郷土・参考図書コーナー
  - ⑥個人学習コーナー
  - ⑦事務室
- 6 移転後の運営  
オンラインシステムは維持したうえで、現在の利用状況を踏まえて夜間開館は廃止する。(開館時間：午前 10 時から午後 5 時まで)



# 報 告

## 新潟市地域と学校パートナーシップ事業 平成30年度の総括と令和元年度の取組

地域教育推進課

### I 事業の目的

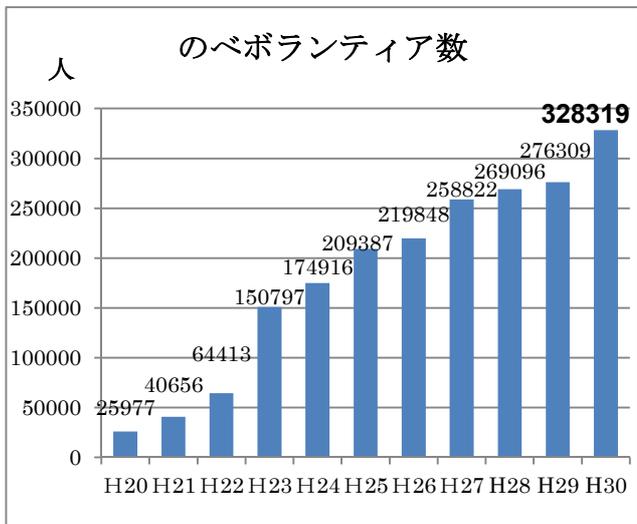
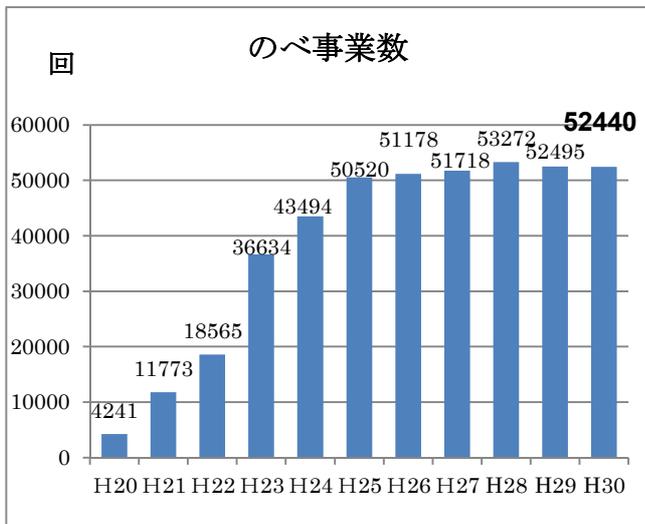
本事業は、学校がさらなる学校教育活動の充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域とともに歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業を実施し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とする。

### II 教育ビジョン等での位置づけ

○新潟市教育ビジョン第3期実施計画（平成27年3月策定）  
 【基本的な考え方】 学・社・民の融合による人づくり，地域づくり学校づくり  
 NEXT 5 ○学・社・民の融合による教育を推進します。  
 地域と共に歩む学校づくりの推進（施策9-1）  
 ○新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱（平成19年4月1日施行）

### III 30年度の総括

#### 1 事業数、ボランティア数の実績



#### 2 地域貢献、各種団体との連携の実績

##### (1) 地域貢献活動

種別	①地域清掃 環境整備	②地域防災	③高齢者・障がい者 への支援	④地域イベント への協力	⑤その他
実施校数	124校	115校	107校	154校	76校
児童生徒数	20,391人	21,637人	8,927人	18,458人	10,703人

##### (2) 学びの拠点づくり

種別	①講演会	②講習会・教室	③ボランティア活動 での学び	④その他
実施校数	62校	116校	81校	50校
参加者数	7,678人	10,030人	3,063人	5,985人

### (3) 各種団体との連携

種別	①公民館	②図書館	③大学・専門学校	④NPO	⑤企業
実施	129校	78校	89校	78校	122校
割合	78%	47%	54%	47%	74%
種別	⑥JA	⑦自治会・町内会	⑧コミュニティ協議会	⑨スポーツ振興会	⑩その他
実施	104校	124校	155校	66校	121校
割合	63%	75%	94%	40%	73%

### 3 地域と学校ウェルカム参観日（大好きにいがた体験事業として実施）

- ・実施を希望する学校の中から、各区小・中・中等教育・特別支援学校から1校以上。
- ・全市17校を上限として実施校を指定。

### 4 「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

- ・受賞校・・・新潟市立東山の下小学校、新潟市亀田小学校

### 5 市民への周知・広報活動

- ・市報にいがた別冊情報広場……………ウェルカム参観日案内掲載3回、
- ・区だより……………学校教育活動における地域との連携・協働の記事掲載60回

## 6 成果と課題

### (1) 成果

- ① 子どもにとって
  - ・事業が学力の向上，社会性の育成，自己肯定感の伸長に大きなつながりがある。
  - ・学習や体験活動で，子どもがたくさんの地域の大人とかかわることで，認められる場，ほめられる機会が増え，健やかな成長を支えている。
- ② 地域にとって
  - ・小学校では，あいさつ運動や交通安全運動など，中学校では，防災訓練や福祉関係など，地域に貢献する取組，地域と交流する取組が増えている。
  - ・ボランティア活動を通して，「元気をもらう」「生きがいになる」「住民同士の結びつきが強まる」等の効果が見られる。
- ③ 学校にとって
  - ・地域住民と連携した取組が進み，地域の自然や文化など地域のよさや特色を学ぶ教育活動が行われている。
- ④ 社会教育施設等にとって
  - ・公民館や図書館等，社会教育施設等との交流や連携が充実してきている。（129校が公民館と連携。78校が図書館と連携。）

### (2) 課題

- ① 「学・社・民の融合による教育」の意義，学校と地域が連携・協働する意義を，学校と地域が再確認し，持続可能な事業として継続的に充実が図られるよう，教職員や社会教育関係者，地域団体等がさらに連携・協働できる環境づくりを進める必要がある。  
新潟市では，「新潟市版コミュニティ・スクール」の実施に向け，モデル校での取組を令和2年度にスタートする。各校がスムーズに「新潟市版コミュニティ・スクール」を取り入れることができるようにするためには，パートナーシップ事業で進めてきた『重点化』にかかわる取組や**目指す子ども像や地域の将来像を共有する会を通じた『役割分担』**の明確化が，重要となる。「新潟市版コミュニティ・スクール」実施がスムーズとなるような実践が進められるよう，研修会を充実していく。
- ② 「学・社・民の融合による人づくり・地域づくり・学校づくり」を進めるため，公民館をはじめとする社会教育施設とさらに連携を進め，協働できる機会の検討を進めていく。
- ③ 研修の充実，周知の機会の拡大などの手立てを講じ，保護者や教職員の事業に対する理解をいっそう促し，地域との連携・協働を充実させていく必要がある。
- ④ 地域教育コーディネーターのスキルアップを図ると同時に，学校・地域の役割を明確にしつつ各校の取組の重点化を促して，特色ある地域連携・協働を進めるとともに，地域教育コーディネーターの過重な執務を解消する必要がある。
- ⑤ 広報活動をより工夫し，広く市民，地域住民，保護者に事業の様子を紹介し，さらに理解を深めていく必要がある。

## IV 令和元年度の事業

### 1 事業の概要

**「その学校らしさ」のための  
一層の「重点化」と目指す子ども像を共有する話し合いを通じた「役割分担」**

13年目となった本事業は、新潟市教育ビジョンの「学・社・民の融合による教育」の中核事業として拡大してきました。その結果、のべ5万件の事業、のべ32万人のボランティア参加（昨年度実績）を数えるなど、新潟市の特色ある教育施策として定着するとともに、広く内外の教育関係者から注目を集める事業へと成長してきました。しかし、事業を取り巻く環境の変化にとともない、職員への負担、地域と協働した特色ある教育活動の在り方、市民への啓発活動の充実、緊縮財政への対応など、様々な課題が浮き彫りとなっています。

これまで、学校がよりいっそう地域に開かれ、地域と共に歩む教育を進めることができるよう事業スタイルを「拡大」から「持続」へと変更し、各校には取組の「重点化」と関係諸団体との「役割分担」を促すなど、持続可能な事業を目指してきました。事業創設時からの理念や基本方針である「学校が元気に、地域が元気に、そして子どもが元気に」の姿を目指し、**関係団体と情報や目標を共有**し、それぞれが何を担うかを明確にするよう働き掛けてきたことによる成果が明らかになってきました。そこで、同一路線を維持し、学校教育ビジョン具現の手段として、またそのものを目的として、地域との連携・協働を進め、「**地域の中で学校づくり・学校を核にした地域づくり**」を推進していきます。

#### (1) 事業推進に向けた方策

- ① **目指す子ども像等を共有する話し合い実施のための働き掛け**
  - ・ 校長を対象とした学校運営マネジメント研修の継続
  - ・ 新任校長研修の実施（教育ビジョンへの地域連携の位置付け）
- ② 「重点化」した内容の進捗状況の確認
  - ・ 学校訪問時の確認（区担当指導主事）
  - ・ 実施計画書、実施報告書様式の見直し、及び研修会における情報交換
- ③ 「地域連携の意義」の実感を伴った理解
  - ・ 地域連携担当職員に対する「校内研修実施」のレクチャー
  - ・ 校内研修に用いる資料の提供
- ④ 持続可能な事業のための地域教育コーディネーターの支援
  - ・ 新任コーディネーター研修の実施（アドバイスコordinエーターの配置）
  - ・ 地域教育コーディネーターの複数制の奨励
- ⑤ 特色ある教育活動と市民への周知の推進
  - ・ **地域と学校ウェルカム参観日**の実施と充実
  - ・ 市報、区だより、学校だよりによる事業の周知
- ⑥ 社会教育施設等との連携
  - ・ 公民館の学社民融合支援主事、図書館職員との情報交換や連携
- ⑦ **高等学校**における事業の実施
  - ・ 高等学校での取組に対するアドバイス

#### (2) 地域教育コーディネーターの勤務

- ① 身分 新潟市非常勤職員（1年間の委嘱）
- ② 待遇
  - ・ 報酬 … 1時間1,200円
  - ・ 保険 … 健康保険・厚生年金保険・雇用保険適用なし、公務災害の対象
  - ・ 交通費 … 通勤手当なし、市内出張旅費の費用弁償あり（車の場合@22円/km）
- ③ 1校当たりの年間勤務時間（予定）
  - ・ 小学校 9学級以下…**585**時間、10～19学級…**635**時間、20学級以上…**675**時間
  - ・ 中学校 9学級以下…**480**時間、10～19学級…**530**時間、20学級以上…**570**時間
  - ・ 中等教育学校…**570**時間 ・ 特別支援学校…**635**時間 ・ 高等学校…**600**時間
  - ※ コーディネーターを複数配置する学校に、年間25時間を追加配当する。

#### (3) 事業費等（1校当たり）

- ① 配当額（食糧費，郵便料，需用費相当の予定総額）
- ・小学校 9学級以下… 8,000 円, 10～19 学級…10,000 円, 20 学級以上…12,000 円
  - ・中学校 9学級以下… 8,000 円, 10～19 学級…10,000 円, 20 学級以上…12,000 円
  - ・中等教育学校…12,000 円 ・特別支援学校…10,000 円 ・高等学校…12,000 円
- ② 電話料 コーディネーター専用の携帯電話（学校に1台）
- ③ 賃借料 パソコン, プリンター, デジタルカメラ

(4) 本事業にかかる研修

① 第1回地域と学校パートナーシップ事業研修

対象区	対象者	日 時	会場
北区・東区 江南区	地域連携担当職員 地域教育コーディネーター 公民館学社民融合支援主事 図書館職員	令和元年5月9日(木) 14:30～16:30	東区プラザ
中央区・西区 西蒲区		令和元年5月13日(月) 14:30～16:30	音楽文化会館
秋葉区・南区		令和元年5月16日(木) 14:30～16:30	秋葉区役所

② 第2回地域と学校パートナーシップ事業研修

対象校	対象者	日 時	会場
全校	新任校長	令和元年8月8日(水) 14:30～16:30	新潟市総合教育センター

③ 第3回地域と学校パートナーシップ事業研修

対象校	対象者	日 時	会場
小学校 特別支援学校	地域連携担当職員 地域教育コーディネーター 公民館学社民融合支援主事 図書館職員	令和元年11月21日(木) 14:30～16:30	東区プラザ
		令和元年11月26日(火)14:30～16:30	東区プラザ
中学校 中等教育学校 高等学校		令和元年11月28日(木) 14:30～16:30	東区プラザ

④ 新任コーディネーター研修

回	対象者	日 時	会場
第1回	新任コーディネーター アドバイスコordinater	令和元年4月26日(金) 14:30～16:30	東区プラザ
第2回		令和2年1月17日(金) 14:30～16:30	東区プラザ

(5) 教職員対象の研修（予定）

	研修会名	開催月	対 象	講 師
1	新任教頭研修	4月	新任教頭	地域教育推進課長
2	初任者研修	8月	教職員	地域教育推進課 指導主事
3	12年経験者研修	8月	教職員	地域教育推進課 指導主事
4	新任転入事務職員研修	11月	新任事務職員	地域教育推進課 指導主事

## 平成 30 年度 体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の概要

学校人事課

### 1 調査対象者

新潟市立小学校，中学校，特別支援学校，高等学校，中等教育学校の児童生徒，保護者及び教職員全員

### 2 調査期間

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

### 3 事実関係の把握と判断

「体罰等を受けた」「体罰等を見た」「体罰等を行った」と記載され，学校が体罰等の可能性があると報告した事案については，教育委員会が管理職から聞き取り調査を行い，事実関係を把握した上で判断をした。

なお，体罰等とは，「体罰」又は「不適切な言動及びいじめへの加担等」をいう。

### 4 調査結果の概要

校種		小学校		中学校		特別支援学校		高等学校		中等教育学校		計	
教育委員会への報告数		7	(6)	6	(9)	1	(0)	1	(1)	0	(1)	15	(17)
内 訳	①体罰の数	2	(0)	1	(4)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	4	(4)
	②不適切な言動及びいじめへの加担等の数	1	(0)	5	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	6	(2)
	③体罰ではないが適切さに欠ける指導の数	3	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(1)
	④不適切な言動及びいじめへの加担等ではないが適切さに欠ける対応の数	1	(5)	0	(3)	0	(0)	1	(1)	0	(1)	2	(10)

※（ ）内の数字は，平成 29 年度調査結果。

### 5 教育委員会に報告された事案への対応について

「体罰」又は「不適切な言動及びいじめへの加担等」に当てはまると判断した事案（上記 4 の①②）については，教育委員会が当該職員に対して処分を行った（10 件中 1 件が懲戒処分，9 件が訓戒処分）。

「体罰」又は「不適切な言動及びいじめへの加担等」に当てはまらないと判断した 5 件（上記 4 の③④）については，指導や対応に適切さを欠いているため，管理職が当該職員へ指導を行った。

### 6 体罰等の防止に向けた今後の取り組みについて

体罰等の未然防止に向けて教職員に対する研修の充実を図るとともに，生徒指導における教職員の協力体制の強化を図る。

いかなる理由があろうとも体罰等は許されない非違行為であることを指導徹底する。また，体罰等の未然防止及び適切な対応に努めるとともに，一層の学校体制の強化を進め，体罰等を許さない，見逃さない教職員の意識向上を図る。

令和元年6月5日

新潟市教科用図書審議委員長 様

新潟市教育委員会  
教育長 前田 秀子

2020年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、調査審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 諮問事項

2020年度使用教科用図書に関する資料の作成について

#### 2 諮問理由

2020年度使用教科書の採択について、市立小学校は全教科の採択、市立中学校、中等教育学校前期課程は道徳科を除いた採択、及び一般図書（特別支援学校・学級用）採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問します。

#### 採択基準について

下記ア、イに基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択する。

ア 小学校において2020年度に使用する教科用図書及び中学校、中等教育学校前期課程において2020年度に使用する道徳科を除く教科用図書については、「小中学校用教科書目録（2020年度）」に記載されている教科用図書のうちから採択する。採択に当たっては、次の点に配慮して綿密な調査研究を行う。

- ① 新学習指導要領の目標や内容等を十分に踏まえること。
- ② 新潟市における学校教育の重点を各教科にわたって明確にとらえること。
- ③ 県教育委員会が提供する「教科用図書研究資料」を基に、内容の選択、扱い方、程度、表現等の観点から比較研究を行い、各教科書の特徴が明瞭になるような調査研究一覧表を作成すること。

イ 特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

## 新潟市教科用図書審議委員会設置要綱

新潟市教育委員会

### (設 置)

第1条 新潟市教育委員会に、「新潟市教科用図書審議委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任 務)

第2条 委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする。

### (組 織)

第3条 委員会は、小学校長、中学校長、特別支援学校長、高志中等教育学校長、教科に造詣の深い教員及び児童生徒の保護者代表を含む一般有識者からなる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員会内に教科用図書採択の年度に応じて、小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会を組織する。

### (役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- ① 委員長 1人
- ② 副委員長 1人
- ③ 審議会代表 小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会各1人

2 委員長は、委員会を招集し会議をつかさどる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 審議会代表は、審議会を招集し会議をつかさどる。

5 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。

6 審議会代表は、委員長が委嘱する。

### (研究調査)

第5条 委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、調査部を設置し、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、小学校、中学校、特別支援学校、高志中等教育学校の校長及び教員の中から

選ぶものとし、委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

- 3 特別支援教育教科用図書調査員については、必要に応じて保護者の代表を加えることができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の庶務に関する事項は、学校支援課において行なう。

附 則

この要綱は平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成24年度使用教科用図書選定委員会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

# 「第二次新潟市立図書館ビジョン」の策定について

中央図書館

## 1. 計画策定の趣旨

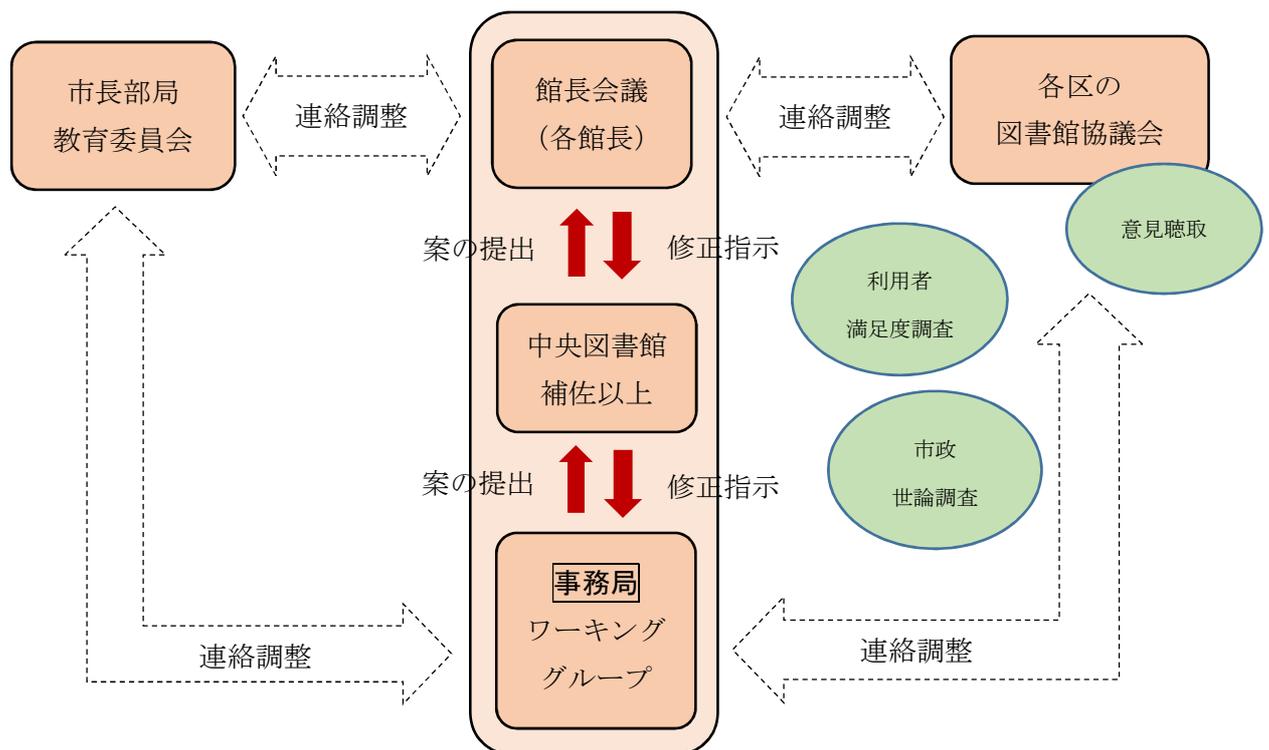
新潟市の図書館では、平成 22 年度から概ね 10 年間に新潟市の目指す図書館像を明らかにするため「新潟市立図書館ビジョン」を策定しました。平成 22 年度から平成 26 年度は前期、平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）は後期として、目指す図書館像の実現に取り組んできました。

平成 31 年度（令和元年度）に後期施策・事業計画が終了することから、次の 5 年間に向けてこれまでの成果と課題を整理し、今年度「第二次新潟市立図書館ビジョン」を策定します。策定にあたっては、利用者満足度調査、図書館協議会からの意見聴取、及び市政世論調査等をもとにし、パブリックコメントを実施して策定します。

## 2. 計画の期間

令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）

## 3. 策定に向けた体制



## 4. スケジュール（予定）

時期	進捗
6 月～7 月	各区の図書館協議会
8 月	利用者満足度調査
10 月～11 月	パブリックコメント募集、図書館協議会合同情報交換会(意見聴取)
3 月	完成

# 「第三次新潟市子ども読書活動推進計画」の策定について

中央図書館

## 1 計画策定の趣旨

- (1) 新潟市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成 22 年 3 月「新潟市子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成 22 年度～26 年度）を、平成 27 年 3 月に「第二次新潟市子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成 27 年度～31 年度）を策定しました。子どもたちが本に親しみ、読書習慣を身につけることを願い、子どもに関わる人や機関が連携して、豊かな子どもの読書環境づくりを進めることを目指したものです。
- (2) 現行計画の主な取り組み
  - ブックスタート事業の実施  
新潟市のすべての 1 歳児を対象に、絵本の読み聞かせ体験と絵本を 1 冊配付
  - 学校図書館の活用推進、特別支援学校の読書環境の整備、学校図書館支援センターによる支援
  - 計画の進行管理を行う庁内推進会議の設置
- (3) 国においては、法律に基づき、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」（平成 30 年 4 月閣議決定）を策定し、施策を実施しています。
- (4) 「第三次新潟市子ども読書活動推進計画」は現行計画の成果と課題を踏まえ、「新潟市教育ビジョン第 4 期実施計画」（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）との整合をとりながら、新潟市のすべての子どもたちが読書習慣を身につけることを目指して策定するものです。

## 2 計画の範囲

教育委員会及び、市長部局の実施する子どもの読書に関わる施策を対象とする全市的計画とします。

## 3 計画の期間

令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）

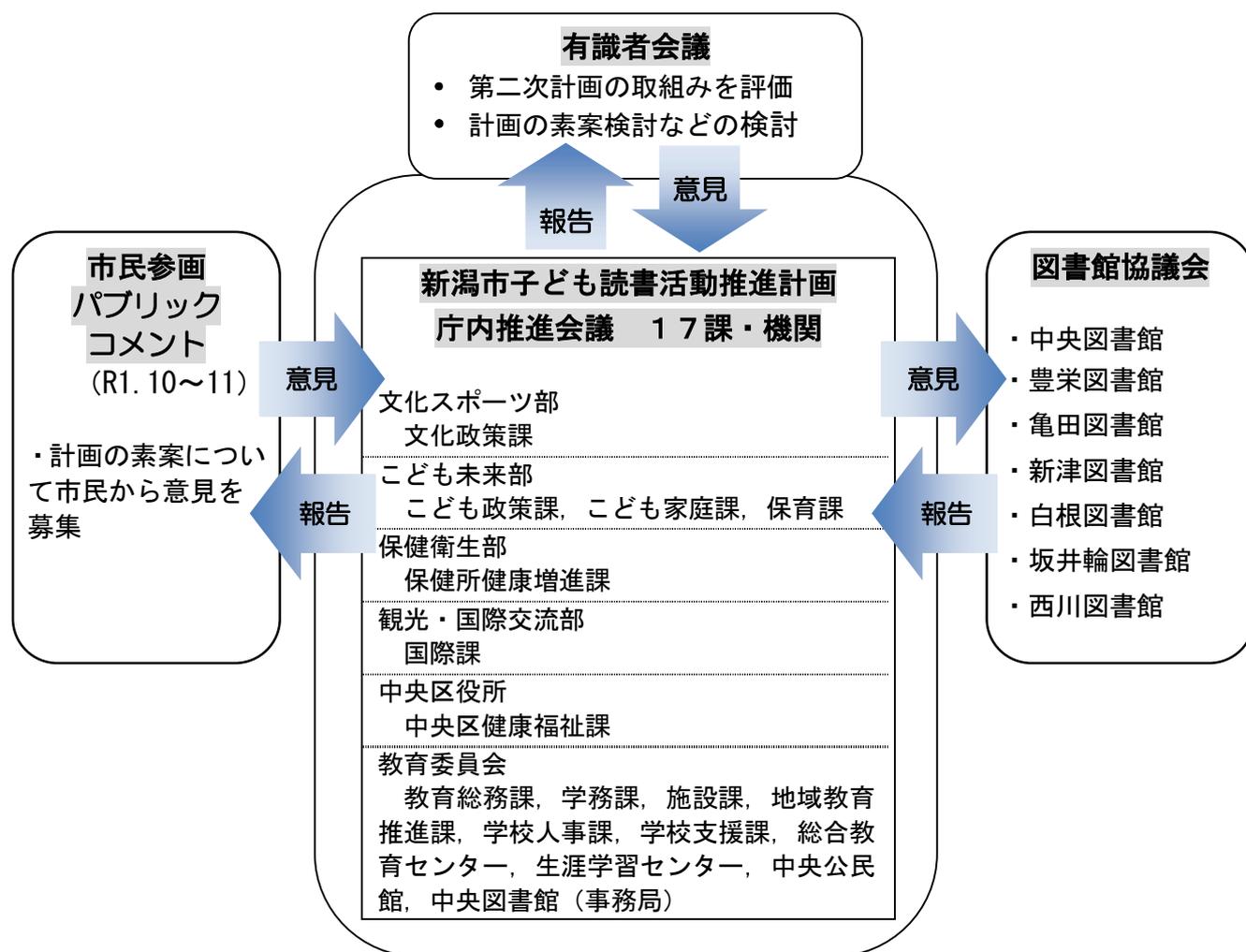
## 4 策定体制

裏面参照

## 5 スケジュール

- 有識者会議 2 回（6 月・8 月）
- 庁内推進会議 3 回（5 月・7 月・3 月）  
随時、策定に必要な打合せ等を関係する課・機関と行います。
- パブリックコメント募集 10 月～11 月
- 完成 3 月

### 第三次新潟市子ども読書活動推進計画策定体制



### 第三次新潟市子ども読書活動推進計画策定有識者会議委員

委員氏名	所属・職名
足立 幸子	新潟大学教育学部准教授
高橋 昌利	新潟県学校図書館協議会会長 白山小学校長
押木 和子	新潟県高等学校図書館協議会事務局 新潟県立新潟高等学校国語教諭
郷 扶二子	坂井東小学校地域教育コーディネーター 西区自治協議会委員
佐藤 勇	小児科医
小野 かおる	北区役所健康福祉課 指導保育士